

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「同条第八項」の下に「及び条例第九条の三第四項」を加える。

第六条ただし書中「第九条の二第一項」の下に「又は条例第九条の三第一項」を加え、「有効期間を限る子育てに適する」を削る。

第六条の二中「第九条の二第五項」を「第九条の二第五項（条例第九条の三第四項において準用する場合を除く。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第九条の三第四項において準用する条例第九条の二第五項の規定による通知は、別記様式第二号の四による。

第六条の三の見出しを「（子育てに適する公営住宅の有効期間の延長）」に改め、同条第三項中「条例第九条の二第七項」の下に「（条例第九条の三第四項において準用する場合を除く。）」を加え、「別記様式第二号の四」を「別記様式第二号の五」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（期限付き公営住宅の入居者資格）

第六条の四 条例第九条の三第二項に規定する規則で定める条件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 現に同居し、又は同居しようとする配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下本項において同じ。）があること。

二 入居申込者及びその配偶者の年齢の合計が、募集期間末日に七十五歳以下であること。（期限付き公営住宅の有効期間の延長）

第六条の五 条例第九条の三第三項の規則で定める場合は、条例第九条の三第一項の規定による期限付き公営住宅の入居者が第六条の三第一項第一号、第二号及び第四号のいずれにも該当し、かつ、有効期間の延長により公営住宅建替事業等に支障が生じない場合とする。

2 条例第九条の三第三項の規則で定める期間は、公営住宅建替事業等に支障が生じない範囲で、有効期間の満了する日の翌日から起算して五年以内とする。

3 条例第九条の三第四項において準用する条例第九条の二第七項の規定による申請は、別記様式第二号の六による。

第八条第一項ただし書中「第九条の二第一項」の下に「又は条例第九条の三第一項」を加え、「有効期間を限る子育てに適する」を削る。

第十五条第一項中「第九条の二第一項の規定により有効期間を限る子育てに適する公営住宅」を「第九条の二第一項又は条例第九条の三第一項の規定による公営住宅」に改める。

別記様式第一号の二中

「子育てに適する公営住宅の有効期間に関する説明書」

や

「公営住宅の有効期間に関する説明書」

ひ

(子育てに適する公営住宅用・期限付き公営住宅用)

「第9条の2第6項」や「第9条の2第6項又は第9条の3第3項」

別記様式第一号の三中

「子育てに適する公営住宅の有効期間に関する承諾書」

や

「公営住宅の有効期間に関する承諾書」

ひ

(子育てに適する公営住宅用・期限付き公営住宅用)

「第9条の2第6項」や「第9条の2第6項又は第9条の3第3項」

別記様式第二号の二中

(中「子育てに適する公営住宅用」や「子育てに適する公営住宅用・

期限付き公営住宅用」)

別記様式第二号の三中

「第9条の3第3項」)

別記様式第二号の四を別記様式第二号の五とし、別記様式第二号の三の次に次の一様式を

加える。

様式第2号の4（第6条の2関係）

平成 年 月 日

様

広島県知事 印

期限付き公営住宅の入居有効期間満了通知書

あなたが現在お住まいの県営住宅の入居有効期間及びその延長については次のとおりです。

1 入居有効期間

入居有効期間が満了する日	平成 年 月 日（当初入居日 平成 年 月 日）
--------------	--------------------------

2 入居有効期間の延長

入居有効期間の延長	可 ・ 不可
延長可能期間	平成 年 月 日から
	平成 年 月 日まで

注1 入居有効期間の延長が可能な場合において延長を申請するときは、広島県県営住宅設置、整備及び管理条例第9条の3第4項において準用する同条例第9条の2第7項の規定により、別途必要な手続を行ってください。

2 この通知をもって、あなたが入居資格を有する県営住宅について入居申込みを可能とします。（ただし、入居有効期間の延長の手続をされ、これが承認された場合は、この限りではありません。）
なお、この通知に基づき他の県営住宅への入居申込みをされ、入居が決定した場合は、現在お住まいの県営住宅の入居有効期間の延長手続はできません。

別記様式第二号の五の次に次の一様式を加える。

様式第2号の6（第6条の3関係）

期限付き公営住宅の入居有効期間延長申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住 宅 名	県営	住宅	号館	号
入 居 者 氏 名	Ⓔ			
電 話 番 号	()	-		

期限付き公営住宅の入居有効期間の延長を申請します。

なお、現に承認を受けている入居有効期間及び期限付き公営住宅の入居有効期間満了通知書の延長可能期間は、次のとおりです。

1 現に承認を受けている入居有効期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 期限付き公営住宅の入居有効期間満了通知書の延長可能期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第三号の二中「子育てに適合する公営住宅用」や「子育てに適合する公営住宅用・期限付き公営住宅用」と改める。

別記様式第十六号の二中「子育てに適合する公営住宅用」や「子育てに適合する公営住宅用・期限付き公営住宅用」及び「子育てに適合する公営住宅（期限付き入居）」や「公営住宅（期限付き入居）」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。